

大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報セキュリティ委員会規程

平成28年9月23日

自機規程第112号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第12条の6及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報セキュリティ対策に関する基本規程（平成28年自機規程第111号。以下「基本規程」という。）第17条の規定に基づき、情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における情報セキュリティポリシー等、情報セキュリティに関する重要な事項
- 二 機構における情報セキュリティに係る危機管理に関する事項及び倫理に関する事項
- 三 機構における情報資産（基本規程第3条第7号をいう。）の開発、管理、運用に関する重要事項
- 四 その他機構における情報セキュリティに関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、基本規程第5条に規定する最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する基本規程第6条に規定する機関最高情報セキュリティ責任者（以下「機関CISO」という。）又は基本規程第11条に規定する情報セキュリティ責任者をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- 一 機関CISO
- 二 情報セキュリティ責任者
- 三 機構の職員のうち、委員長が必要と認めた者

四 機構に所属しない専門家で、C I S Oが必要と認めた者。ただし、機構長が認めた場合に限る。

(委員の任期)

第6条 前条第1号及び第2号の委員（以下「職指定委員」という。）の任期は2年とし、第3号及び第4号の委員の任期は、職指定委員の任期を越えない範囲とする。また、委員は再任できるものとする。

2 欠員等が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第7条 委員長は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(委員以外の者の出席者)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に専門的事項を審議及び調査するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年9月23日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

3 大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報化・セキュリティ連絡会規程（平成18年自機規程第65号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。